



長野県報

3月31日(土)
平成30年
(2018年)
号外

目次

条例

長野県税条例の一部を改正する条例(税務課) 1

規則

長野県税に関する規則の一部を改正する規則(税務課) 11

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県税条例の一部を改正する条例(条例第33号)

1 地方税法の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしたほか、所要の改正を行いました。

(1) 法人事業税

ガス中小事業者が行う製造及び小売に係る事業について、従来の収入金課税から通常の課税方式に改めました。

(2) 不動産取得税

ア 耐震基準不適合既存住宅の取得後6月以内に耐震改修を行い、かつ、居住した場合の当該住宅の敷地について、耐震基準適合既存住宅の敷地を取得した場合と同様の税額の減額措置を講ずることとしました。

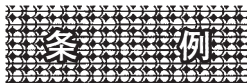
イ 宅地建物取引業者等が新築住宅を取得したものとみなして宅地建物取引業者等に課税する時期を住宅新築後6月経過日から1年経過日へと緩和する特例措置の適用期限を平成32年3月31日(改正前:平成30年3月31日)まで延長することとしました。

ウ 住宅及び土地の取得に係る税率を4%から3%へと軽減する特例措置の適用期限を平成33年3月31日(改正前:平成30年3月31日)まで延長することとしました。

(3) 軽油引取税

農業用機械等に使用する軽油に係る課税免除の特例措置の適用期限を平成33年3月31日(改正前:平成30年3月31日)まで延長することとしました。

2 この条例は、平成30年4月1日から施行します。



地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した長野県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成30年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第33号

長野県税条例の一部を改正する条例

長野県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「**によつて**」を「**により**」に改め、同条第3項中「**によつて**」を「**により**」に、「第53条第31項」を「第53条第33項」に、「同条第32項又は第35項」を「同条第34項又は第37項」に、「同条第25項、第30項、第32項及び第35項」を「同条第27項、第32項、第34項及び第37項」に改め、同条第4項中「第53条第26項から第30項」を「第53条第28項から第32項」に、「第36項」を「第38項」に

改める。

第34条第1項中「**によつて**」を「**により**」に改め、同項第2号中「**ガス供給業**」の次に「(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。)」を加える。

第40条の9第1項中「**においては**」を「**には**」に、「**1戸について**」を「**1戸に**」、「**について**」を「**に**」に改め、同項第3号中「**に係る**」を「**の用に供する**」に改め、同条第2項中「**においては**」を「**には**」に、「**ものをいう**」を「**ものをいう。第40条の12の2第1項を「ものをいう。次項」に改め、同条第11項中「又は第2項の」を「から第3項までの」に、「又は第2項第1号」を「第2項第1号又は第3項第1号」に、「又は耐震基準適合既存住宅の取得」を「耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅の取得」に、「又は第2項第2号」を「第2項第2号又は第3項第2号」に改め、同項第3号中「又は耐震基準適合既存住宅」を「耐震基準適**

合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- ア 特例適用住宅 当該特例適用住宅の新築年月日又は取得年月日
- イ 耐震基準適合既存住宅 当該耐震基準適合既存住宅の取得年月日
- ウ 耐震基準不適合既存住宅 当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなった年月日

第40条の9第11項を同条第12項とし、同条第10項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「又は第2項」を「から第3項まで」に、「第6項各号」を「第7項各号」に、「第6項の」を「第7項の」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「又は第2項」を「から第3項まで」に、「第6項」を「第7項」に、「第11項」を「第12項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「又は第2項」を「から第3項まで」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「及び第2項」を「から第3項まで」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同項第1号中「又は耐震基準適合既存住宅」を「耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- ア 特例適用住宅 当該特例適用住宅の新築年月日若しくは新築予定年月日又は取得年月日若しくは取得予定年月日
- イ 耐震基準適合既存住宅 当該耐震基準適合既存住宅の取得年月日又は取得予定年月日
- ウ 耐震基準不適合既存住宅 当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなった年月日又は当該取得が同項の規定に該当することとなる予定年月日

第40条の9中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「一戸」を「1戸」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「においては」を「には」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 県税事務所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下同じ。）1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

- (1) 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当する場合に限る。）
- (2) 土地を取得した者が当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当する場合に限る。）

第40条の10第1項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に改め、「1年以内」の次に「、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上

にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなった日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」を加え、同条第2項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第3項中「次の各号」を「第1号」に、「当該土地を取得した日から2年以内に当該土地の上に特例適用住宅を新築すること又は1年以内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得すること」を「第2号に掲げる事項」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次に掲げる事項

- ア 土地の所在、地番、地目及び地積
- イ 土地の取得年月日
- ウ 新築予定又は取得予定の特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
- エ 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(7) 特例適用住宅 当該特例適用住宅の新築予定年月日

(4) 耐震基準適合既存住宅 当該耐震基準適合既存住宅の取得予定年月日

(9) 耐震基準不適合既存住宅 当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなる予定年月日

(2) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- ア 前条第1項第1号に掲げる場合 当該土地を取得した日から2年以内に当該土地の上に特例適用住宅を新築すること。
- イ 前条第2項第1号に掲げる場合 当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得すること。
- ウ 前条第3項第1号に掲げる場合 当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得すること及び当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなること。
- エ 前条第3項第2号に掲げる場合 当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得したこと及び当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなること。

第40条の11中「によつて」を「により」に、「若しくは第2項第1号」を「、第2項第1号若しくは第3項」に改める。

第40条の12第1項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項第3号中「又は耐震基準適合既存住宅」を「耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- ア 特例適用住宅 当該特例適用住宅の新築年月日
- イ 耐震基準適合既存住宅 当該耐震基準適合既存住宅の取得年月日
- ウ 耐震基準不適合既存住宅 当該耐震基準不適合既存住宅の取得が次条第1項の規定に該当することとなった年月日

第40条の12の2第1項中「（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第3項の表の第40条の10第1項の項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に改め、「1年以内」の次に「、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなった日前行われたものに限

る。)にあつては当該土地の取得の日から6月以内」を加え、

当該土地	当該住宅
------	------

を

土地に	住宅に
-----	-----

に改め、同表の第40条の10第3項の項を次のように改める。

第40条の10 第3項	、第1号	、第1号(エを除く。)
	当該土地の取得	当該住宅の取得
	土地の所在、地番、地目及び地積	住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
	土地の取得年月日	住宅の取得年月日
	新築予定又は取得予定の特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積	住宅を居住の用に供する予定年月日
	(2) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 ア 前条第1項第1号に掲げる場合 当該土地を取得した日から2年以内に当該土地の上に特例適用住宅を新築すること。 イ 前条第2項第1号に掲げる場合 当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等 を取得すること。 ウ 前条第3項第1号に掲げる場合 当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得すること及び当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなること。 エ 前条第3項第2号に掲げる場合 当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得したこと及び当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなること。	(2) 当該住宅を取得した日から6月以内に当該住宅に第40条の12の2に規定する耐震改修を行うこと。

第40条の12の2第3項の表の第40条の11の項中「若しくは第2項第1号」を「、第2項第1号若しくは第3項」に改め、同表の第40条の12第1項の項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に改め、同表の第40条の12第3項の項中「又は耐震基準適合既存住宅」を「、耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅」に改める。

第40条の12の3第2項中「第40条の9第11項、」を「第40条の9第12項、」に改め、同項の表の第40条の9第11項の項中

「第40条の9第11項」を「第40条の9第12項」に、

「第1項又は第2項」を

「第1項から第3項まで」に、「又は第2項第1号」を「、

第2項第1号又は第3項第1号」に、「又は耐震基準適合既存住宅の」を「、耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅の」に、「又は第2項第2号」を「、第2項第2号又は第3項第2号」に、

「特例適用住宅又は耐震基準適合既存住宅」を

「特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅の所在地」に、「当該家屋」を「当該

家屋の取得年月日並びに所在地」に、

「新築又は取得年月日 取得年月日」を

(4) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 ア 特例適用住宅 当該特例適用住宅の新築年月日又は取得年月日 イ 耐震基準適合既存住宅 当該耐震基準適合既存住宅の取得年月日 ウ 耐震基準不適合既存住宅 当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなった年月日	(4) 被収用不動産等に係る公共事業名及び収用、譲渡又は移転補償金受領年月日並びに固定資産課税台帳に登録された価格
---	---

に改め、同

表の第40条の10第1項の項中「土地」を

「、土地」に、「土地又は」を「、土地又は

は」に、「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に改め、「にあつては当該取得の日から1年以内」の次に「、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなった日に行われたものに限

る。)にあつては当該土地の取得の日から6月以内」を加え、

これら	同項
-----	----

を

土地に	土地又は家屋に
これら	同項

に改め、同表の第40条の10第3項の項を次のように改める。

第40条の10 第3項	当該土地の取得	当該土地又は家屋の取得
	の所在、	にあつては当該土地の所在、
	の取得年月日	にあつては当該土地の取得年月日
	新築予定又は取得予定の特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅の	家屋にあつては当該家屋の取得年月日並びに
	エ 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 (7) 特例適用住宅 当該特例適用住宅の新築予定年月日 (イ) 耐震基準適合既存住宅 当該耐震基準適合既存住宅の取得予定年月日 (ウ) 耐震基準不適合既存住宅 当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなる予定年月日	エ 被収用不動産等に係る公共事業名及び収用予定、譲渡予定又は移転補償金受領予定年月日並びに固定資産課税台帳に登録された価格
(2) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 ア 前条第1項第1号に掲げる場合 当該土地を取得した日から2年以内に当該土地の上に特例適用住宅を新築すること。 イ 前条第2項第1号に掲げる場合 当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得すること。 ウ 前条第3項第1号に掲げる場合 当該土地を取得した日から1年以内	(2) 当該土地又は家屋を取得した日から1年以内に当該土地又は家屋が被収用不動産等の代替不動産となること。	

	に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得すること及び当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなること。 エ 前条第3項第2号に掲げる場合 当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得したこと及び当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなること。
--	---

第40条の12の3第2項の表の第40条の11の項中「若しくは第2項第1号」を「、第2項第1号若しくは第3項」に改め、同表の第40条の12第1項の項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に改め、同表の第40条の12第3項の項中

「

特例適用住宅又は耐震基準適合既存住宅	を
--------------------	---

」

「

特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅の	に、「並びに所在地」を「並
---------------------------------	---------------

」

びに」に、

特例適用住宅又は耐震基準適合既存住宅の新築又は取得年月日	被収用不動産等に係る公共事業名及び収用、譲渡又は移転補償金受領年月日並びに固定資産課税台帳に登録された価格
------------------------------	---

」

を

(4) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 ア 特例適用住宅 当該特例適用住宅の新築年月日 イ 耐震基準適合既存住宅 当該耐震基準適合既存住宅の取得年月日 ウ 耐震基準不適合既存住宅 当該耐震基準不適合既存住宅の取得が次条第1項の規定に該当することとなつた年月日	(4) 被収用不動産等に係る公共事業名及び収用、譲渡又は移転補償金受領年月日並びに固定資産課税台帳に登録された価格
---	---

 に改め

る。

附則第13条第1項中「、第25項及び第26項(同条第28項(同条第29項)を「から第27項まで及び第28項(同条第30項(同条第31項)に、「に」において)を「に」の規定により)に、「及び同条第29項」を「及び同条第31項」に改め、同条第3項中「、第25項及び第27項(同条第28項(同条第29項)を「から第27項まで及び第29項(同条第30項(同条第31項)に、「に」において)を「に」の規定により)に、「及び同条第29項」を「及び同条第31項」に改める。

附則第13条の3第1項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同条第2項中「同項第1号」を「同項」に、「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「同号」を「第40条の9第1項第1号」に、「土地の取得の日」を「同日」に、「第3項中」を「第3項第2号のA中」に、「当該取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として」を「同号に規定する」に改める。

附則第14条第1項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第2項中「若しくは第2項」を「から第3項まで」に、「若しくは第4項」を「、第4項若しくは第7項」に改める。

附則第16条第2項中「第40条の9第11項(」を「第40条の9第12項(」に、「第40条の10(第3項第4号)を「第40条の10(第3項第1号のE)に改め、同項の表の第40条の9第11項の項中

「

第40条の9第11項

を「

第40条の9第12項

に、

第1項又は第2項	附則第16条第1項
----------	-----------

を

第1項から第3項まで	附則第16条第1項
次の各号	次の各号(第4号を除く。)

に、「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項第1号」に、「又は既存住宅の取得」を「、耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅の取得」に、「又は第2項第2号」を「、第2項第2号又は第3項第2号」に、「第40条の12まで」を「この条、次条及び第40条の12」に、

土地	施設
所在、地番、地目及び地積	所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積

を

土地の所在、地番、地目及び地積	施設の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
土地の取得年月日	施設の取得年月日

に、「又は既存住宅の所在地」を「、耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅の所在地」に改め、同表の第40条の10第1項の項中

土地	施設
----	----

を

、土地	、施設
-----	-----

に、「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に改め、「1年以内」の次に「、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなつた日に行われたものに限る。)」にあつては当該土地の取得の日から6月以内」を加え、

これら	同項
-----	----

を

土地に	施設に
これら	同項

に改め、同表の第40条の10第3項の項を次のように改める。

第40条の10第3項	、第1号	、第1号(エを除く。)
	当該土地の取得	当該施設の取得
	土地の所在、地番、地目及び地積	施設の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
	土地の取得年月日	施設の取得年月日
	新築予定又は取得予定の特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構等から支給を受けた助成金の額
	(2) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 ア 前条第1項第1号に掲げる場合 当該土地を取得した日から2年以内に当該土地の上に特例適用住宅を新築すること。 イ 前条第2項第1号に掲げる場合 当該土地を取得した日から1年以内 に当該土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得すること。 ウ 前条第3項第1号に掲げる場合 当該土地を取得した日から1年以内 に当該土地の上に	(2) 当該施設を取得した日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供すること。

ある耐震基準不適合既存住宅を取得すること及び当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなること。
 エ 前条第3項第2号に掲げる場合当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得したこと及び当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなること。

附則第16条第2項の表の第40条の11の項中「若しくは第2項第1号」を「、第2項第1号若しくは第3項」に改め、同表の第40条の12第1項の項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に改め、同表の第40条の12第3項の項中

土地	施設
----	----

を

次の各号	次の各号(第4号を除く。)
土地	施設

に、「又は既存住宅」を「、耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部を専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第9条の2第1項に規定するものの用に供する土地の取得を平成31年3月31日までにした場合における第40条の9第1項、第7項及び第12項、第40条の10第1項及び第3項並びに第40条の12第1項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第40条の9第1項	については	については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り
	住宅(施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下こ	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7

の条、次条及び第40条の12において「特例適用住宅」という。)1戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第39条の2の4第2項に規定するもの)

条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第9条の2第1項に規定するもの(以下この条、次条及び第40条の12において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの

第40条の9第1項第1号から第3号まで	特例適用住宅	特例適用サービス付き高齢者向け住宅
---------------------	--------	-------------------

第40条の9第7項	第1項から第3項まで	第1項
-----------	------------	-----

につきこれら

、これら

若しくは新築予定の又は取得若しくは取得予定の特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅

又は新築予定の特例適用サービス付き高齢者向け住宅

(2) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
 ア 特例適用住宅 当該特例適用住宅の新築年月日若しくは新築予定年月日又は取得年月日若しくは取得予定年月日
 イ 耐震基準適合既存住宅 当該耐震基準適合既存住宅の取得年月日又は取得予定年月日
 ウ 耐震基準不適合既存住宅 当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなった年月日又は当該取得が同項の規定に該当することとなる予定年月日

(2) 特例適用サービス付き高齢者向け住宅の新築又は新築予定年月日

第40条の9 第12項	第1項から第3項まで	第1項			定に該当することとなつた日前行われたものに限る。)にあつては当該土地の取得の日から6月以内	
	これら	同項				
	第1項第1号、第2項第1号又は第3項第1号に掲げる場合にあつては特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅の取得の事実を、第1項第2号若しくは第3号、第2項第2号又は第3項第2号に掲げる場合にあつては土地の取得の事実	同項第1号に掲げる場合にあつては特例適用サービス付き高齢者向け住宅の取得の事実を、同項第2号又は第3号に掲げる場合にあつては土地の取得の事実				
	特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅の所在地	特例適用サービス付き高齢者向け住宅の所在地				
	(4) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 ア 特例適用住宅 当該特例適用住宅の新築年月日又は取得年月日 イ 耐震基準適合既存住宅 当該耐震基準適合既存住宅の取得年月日 ウ 耐震基準不適合既存住宅 当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなつた年月日	(4) 特例適用サービス付き高齢者向け住宅の新築年月日				
第40条の10 第1項	前条第1項第1号、第2項第1号又は第3項	前条第1項第1号			(2) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 ア 前条第1項第1号に掲げる場合 当該土地を取得した日から2年以内に当該土地の上に特例適用住宅を新築すること。 イ 前条第2項第1号に掲げる場合 当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得すること。 ウ 前条第3項第1号に掲げる場合 当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得すること及び当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなること。	(2) 当該土地を取得した日から2年以内に当該土地の上に特例適用サービス付き高齢者向け住宅を新築すること。
	同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規	当該取得の日から2年以内				

	エ 前条第3項第2号に掲げる場合 当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得したこと及び当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなること。	
第40条の12第1項	第40条の9第1項第1号、第2項第1号又は第3項	第40条の9第1項第1号
第40条の12第3項	特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅	特例適用サービス付き高齢者向け住宅
	(4) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 ア 特例適用住宅 当該特例適用住宅の新築年月日 イ 耐震基準適合既存住宅 当該耐震基準適合既存住宅の取得年月日 ウ 耐震基準不適合既存住宅 当該耐震基準不適合既存住宅の取得が次条第1項の規定に該当することとなった年月日	(4) 特例適用サービス付き高齢者向け住宅の新築年月日

附則第16条第4項中「この項及び第6項」を「この条」に改め、「第40条の2の4第1項に規定する」を削り、「を行った後」を「(以下この項及び第7項において「住宅性能向上改修工事」という。)を行った後」に、「改修工事を」を「住宅性能向上改修工事を」に、「この項において」を「この項及び第7項において」に改め、同条第6項中「第40条の10(第3項第4号)」を「第40条の10(第3項第1号のエ)」に改め、同項の表の第40条の10第1項の項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に改め、「1年以内」の次に「、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなった日前行われたものに限る。)」にあつては当該土地の取得の日から6月以内」を加え、

「

当該土地	当該住宅
------	------

を

「

土地に	住宅に
-----	-----

」

に改め、同表の第40条の10第3項の項を次のように改める。

第40条の10第3項	、第1号	、第1号(エを除く。)
	当該土地の取得	当該住宅の取得
	土地の所在、地番、地目及び地積	住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
	土地の取得年月日	住宅の取得年月日
	新築予定又は取得予定の特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積	住宅を居住の用に供する予定年月日
(2) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 ア 前条第1項第1号に掲げる場合 当該土地を取得した日から2年以内に当該土地の上に特例適用住宅を新築すること。 イ 前条第2項第1号に掲げる場合 当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得すること。 ウ 前条第3項第1号に掲げる場合 当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得すること及び当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなること。 エ 前条第3項第2号に掲げる場合 当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得したこと及び当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなること。	(2) 当該住宅を取得した日から2年以内に当該住宅について附則第16条第4項に規定する住宅性能向上改修工事を行うこと。	

附則第16条第6項の表の第40条の11の項中「若しくは第2項第1号」を「、第2項第1号若しくは第3項」に改め、同表の第40条の12第1項の項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に改め、同表の第40条の12第3項の項中

土地の所在、地番、地目及び地積	住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
-----------------	------------------------

を

次の各号	次の各号(第4号を除く。)
土地の所在、地番、地目及び地積	住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積

に、「又は耐震基準適合既存住宅」を「、耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅」に改め、同条に次の2項を加える。

7 県税事務所長は、宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地(当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限り。以下この項及び次項において「改修工事対象住宅用地」という。)を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅性能向上改修住宅で施行令附則第9条の4に規定するもの(以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。)の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、その者の申請により、当該税額から150万円(当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分)についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が200を超える場合には、200とする。)を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

8 第40条の10から第40条の12までの規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

左欄	中欄	右欄
第40条の10第1項	、土地	、附則第16条第4項に規定する宅地建物取引業者による同条第7項に規定する改修工事対象住宅用地(以下この条及び第40条の12において「改修工事対象住宅用地」という。)

前条第1項第1号、第2項第1号又は第3項	附則第16条第7項
同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限り。)にあつては当該土地の取得の日から6月以内	当該取得の日から2年以内
土地に	改修工事対象住宅用地に
これら	同項
第40条の10第3項	当該土地の取得
土地の所在	改修工事対象住宅用地の所在
土地の取得年月日	改修工事対象住宅用地の取得年月日
新築予定又は取得予定の特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅	附則第16条第4項に規定する改修工事対象住宅(以下この条及び第40条の12において「改修工事対象住宅」という。)
エ 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 (7) 特例適用住宅 当該特例適用住宅の新築予定年月日 (イ) 耐震基準適合既存住宅 当該耐震基準適合既存住宅の取得予定年月日 (ウ) 耐震基準不適合既存住宅 当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなる予定年月日	エ 附則第16条第7項に規定する特定住宅性能向上改修住宅(第40条の12において「特定住宅性能向上改修住宅」という。)を居住の用に供する予定年月日

	<p>(2) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 ア 前条第1項第1号に掲げる場合 当該土地を取得した日から2年以内に当該土地の上に特例適用住宅を新築すること。 イ 前条第2項第1号に掲げる場合 当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得すること。 ウ 前条第3項第1号に掲げる場合 当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得すること及び当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなること。 エ 前条第3項第2号に掲げる場合 当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得したこと及び当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなること。</p>	<p>(2) 当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に当該改修工事対象住宅について附則第16条第4項に規定する住宅性能向上改修工事を行うこと。</p>	<p>(4) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 ア 特例適用住宅 当該特例適用住宅の新築年月日 イ 耐震基準適合既存住宅 当該耐震基準適合既存住宅の取得年月日 ウ 耐震基準不適合既存住宅 当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第40条の12の2第1項の規定に該当することとなった年月日</p>	<p>(4) 特定住宅性能向上改修住宅を居住の用に供した年月日</p>
<p>第40条の11</p>	<p>第40条の9第1項第1号、第2項第1号若しくは第3項</p>	<p>附則第16条第7項</p>	<p>附則第16条の2第1項中「によつて」を「により」に改め、「〃をいう」の次に「。第3項において同じ」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第2項中「又は第2項」を「から第3項まで及び前条第7項の規定」に改め、「不動産取得税の課税標準となるべき」を削り、同条第3項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に、「にあつては、法第388条第1項の」を「には、」に、「によつて」を「により」に、「中に第1項に規定する」を「中に」に改める。</p>	
<p>第40条の12第1項</p>	<p>土地 第40条の9第1項第1号、第2項第1号又は第3項</p>	<p>改修工事対象住宅用地 附則第16条第7項</p>	<p>附則第17条の2の2第2項から第8項までの規定中「第12項まで」を「第13項まで」に改める。</p>	
	<p>これら</p>	<p>同項</p>	<p>附則第17条の2の3中「平成30年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。</p>	
<p>第40条の12第3項</p>	<p>土地 特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅</p>	<p>改修工事対象住宅用地 特定住宅性能向上改修住宅</p>	<p>附則第17条の4第1項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。</p>	
			<p>附則 (施行期日) 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (事業税に関する規定の適用) 2 この条例による改正後の長野県税条例(次項において「新条例」という。)第34条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。 (不動産取得税に関する規定の適用) 3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。</p>	
			<p>税 務 課</p>	